

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十三条の二第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(契約締結前の情報の提供を要しない場合)</p> <p>第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十條第一項第二号ト、第百十一條第二号及び第百四十一條第一項第九号ロにおいて同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）</p> <p>「ハ〇リ 略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>(顧客分別金信託の要件)</p> <p>第百四十一条 法第四十三條の二第二項に規定する信託（以下「顧客</p>	<p>(契約締結前の情報の提供を要しない場合)</p> <p>第八十条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付けをいう。第百十條第一項第二号ト及び第百十一條第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）</p> <p>「ハ〇リ 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>(顧客分別金信託の要件)</p> <p>第百四十一条 「同上」</p>

分別金信託」という。)について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件(投資者保護基金にその会員として加入していない金融商品取引業者(以下この条において「投資者保護基金非加入金融商品取引業者」という。))及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。)の全てを満たさなければならない。

「一〇八 略」

九 顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる場合は、次に掲げる場合とすること。

イ 「略」

ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い又は買付けの媒介若しくは代理(公開買付者を相手方とする公開買付けに係るものに限る。))に係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額(当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額)の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うおとずる場合

ハ 「略」

「一〇十三 略」

「二〇七 略」

「一〇八 同上」

九 「同上」

イ 「同上」

ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る株券、債券、投資信託の受益証券又は投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下この条において同じ。)の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額(当該額が顧客分別金残余額を超える場合にあっては、当該顧客分別金残余額)の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うおとずる場合

ハ 「同上」

「一〇十三 同上」

「二〇七 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、令和七年五月三十一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十一条第一項第九号ロの規定は、この府令の施行の日以後に算定する顧客分別金必要額（同項第六号に規定する顧客分別金必要額をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客分別金信託契約について適用し、同日前に算定した顧客分別金必要額に係る顧客分別金信託契約については、なお従前の例による。

### (罰則に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。